

○ 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第十三条関係）

改正案	現行
<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第八条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（他の法令との関係）</p> <p>第四百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。</p> <p>一 証券取引法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場に類似する施設</p> <p>二 （略）</p>	<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第八条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十五項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（他の法令との関係）</p> <p>第四百四十五条の四 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第八条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。</p> <p>一 証券取引法第二条第十五項に規定する取引所有価証券市場に類似する施設</p> <p>二 （略）</p>